

八甲田地区のツキノワグマによる人身被害等対策の関係者会議による

今後の対策について

1 箱わなによる捕獲

- 早期に実施(位置や個数等については、関係機関と協議等し青森市が実施)

2 入山規制等について

- 令和6年6月28日から入山規制を実施
- 期間は当面の間
- エリアについては、人身被害地点を基本とした国道103号(南側含む)・登山道単位での区域内
 - ※区域図は別紙のとおり
- 入山規制の看板設置及びパトロール、呼びかけ等による注意喚起の実施

【関係者会議出席団体】

環境省東北地方環境事務所十和田八幡平国立公園管理事務所、農林水産省林野庁東北森林管理局青森森林管理署、青森県、青森県警察、青森地域広域事務組合消防本部、十和田市、一般社団法人青森県猟友会東青支部、青森市